

委託による統計の作成等に係るガイドライン

制定 平成 21 年 2 月 17 日

改正 平成 21 年 9 月 29 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目 次

- 第1 ガイドラインの目的
- 第2 用語の定義
- 第3 オーダーメイド集計の実施に際しての基本原則
- 第4 オーダーメイド集計に関する計画の公表
- 第5 告示による加算料金の設定
- 第6 オーダーメイド集計の委託申出手続
- 第7 委託申出に対する審査
- 第8 手数料の積算
- 第9 審査結果の通知等
- 第10 オーダーメイド集計依頼書の提出と手数料の納付
- 第11 統計の作成等の実施
- 第12 統計成果物の提供
- 第13 統計等の作成を外部委託する場合の留意事項
- 第14 委託申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第15 統計成果物の提供後の利用制限
- 第16 委託申出者による研究成果等の公表
- 第17 統計成果物の不適切利用への対応
- 第18 実績報告書の作成・提出
- 第19 ガイドラインの施行時期

第1 ガイドラインの目的

委託による統計の作成等に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 34 条の規定に基づいて行う委託による統計の作成等に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は届出独立行政法人等及び法第 37 条に基づき事務の全部を受託する独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第2 用語の定義**1 統計の作成**

本ガイドラインにおいて「統計の作成」とは、調査票情報を利用して集計処理を行い、当該統計調査による当初作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいう。

2 統計的研究

本ガイドラインにおいて「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究をいう。例えば、統計の分散を評価する研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う研究が本区分に該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まない。

3 委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

本ガイドラインにおいて「委託による統計の作成等」（以下「オーダーメイド集計」という。）とは、受託機関が法第 34 条に基づき、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行うことをいう。

4 統計成果物

本ガイドラインにおいて「統計成果物」とは、受託機関が法第 34 条に基づくオーダーメイド集計により作成した成果をいう。

5 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定するものをいう。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、オーダーメイド集計に用いる項目に含まないが、提供元である行政機関が、オーダーメイド集計に用いることをあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

6 行政機関

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第 2 条第 1 項に規定するもののうち、法第 34 条に係る事務を行う行政機関をいう。

7 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、法第 25 条に規定する独立行政法人等のうち、法第 34 条に係る事務を行うものをいう。

8 受託独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「受託独立行政法人等」とは、法第 37 条の規定により、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）第 12 条に規定されている独立行政法人等であって実際に事務の全部委託を受けているものをいう。

9 受託機関

本ガイドラインにおいて「受託機関」とは、6の「行政機関」及び7の「届出独立行政法人等」をいう。

10 受託機関等

本ガイドラインにおいて「受託機関等」とは、9の「受託機関」及び8の「受託独立行政法人等」をいう。

11 委託申出者

本ガイドラインにおいて「委託申出者」とは、法第34条、令第13条及び統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条に基づきオーダーメイド集計を求める者をいう。

第3 オーダーメイド集計の実施に際しての基本原則

1 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

受託機関等は、本ガイドラインを基にオーダーメイド集計に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や役割分担、オーダーメイド集計事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、受託独立行政法人等にオーダーメイド集計の事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した受託独立行政法人等が策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した受託機関と協議する。

2 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 受託機関等における措置

オーダーメイド集計を行うために、受託機関等が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第1号及び第3号に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第41条第1号及び第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、所要の措置を講じる。

(2) オーダーメイド集計に係る事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

受託機関がオーダーメイド集計の業務の一部を外部委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第

41 条第 4 号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせることとし、受託業者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理に関するガイドライン（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」及び「統計調査の民間委託に係るガイドライン（平成 21 年 4 月 1 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

3 効率的な事務処理の実施

オーダーメイド集計の実施に当たっては、プログラムの作成、結果表の審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、受託機関は、必要に応じて法第 37 条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、オーダーメイド集計に関連する技術の開発や蓄積を効率的に処理を行うよう努める。

4 法第 37 条に基づく受託独立行政法人等への委託

(1) 受託独立行政法人等と総務省及び受託機関との連携

受託機関と当該受託機関から業務を受託した受託独立行政法人等は、当該事務の遂行に当たって、相互連絡を密にし円滑な処理を行う。

なお、受託独立行政法人等が受託した個別業務に関する総務省への連絡は、当該受託機関を通じて行う。（関連：第 17 の 2、第 18 の 2）

(2) 受託独立行政法人等の変更

法第 37 条に基づく受託独立行政法人等への事務の全部委託を新たに開始する場合、変更する場合又は中止する場合には、受託機関であって、法第 34 条に係る一連の手続が終了していない者が存在する場合、その者に対し、あらかじめその旨を通知し、円滑な取扱いに必要な措置を講じるものとする。

また、受託独立行政法人等を変更するに当たっては、受託機関は書類の引継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

第 4 オーダーメイド集計に関する計画の公表

受託機関は、毎年度当初に、当該年度にオーダーメイド集計に対応する予定の統計調査の名称、年次、対応可能な統計の作成等の種類や集計サービスの内容、委託申出の受付期間、統計成果物の提供を行う時期について事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。（関連：第 6）

- 統計調査の名称及び年次
- 対応可能な統計の作成等の種類や集計サービスの内容

例えば

【集計の内容】

次の条件をすべて満たすものに限る。

- ・ 二次元以下のクロス集計
- ・ 受託機関が保有しているデータセット単独で直接集計が可能な集計（項目の再符号化等に対応しない）
- ・ 集計プログラム（言語）□□の◇◇機能により集計可能なもの

【出力形式】

○○形式 等

- 受付期間
- 統計成果物の提供を行う時期

第5 告示による加算料金の設定

オーダーメイド集計の手数料として、令第13条第1項第1～3号による人件費等、媒体費用、送付に要する費用のほか令第13条第1項第4号に基づき費用を加算する必要がある場合は、あらかじめ告示により当該費用の額等を定めておく。（関連：第8の2）

第6 オーダーメイド集計の委託申出手続

1 あらかじめ明示しておく事項

委託申出手続を行う場合に委託申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項を受託機関等はホームページ等において提示し、広く周知する（関連：第4、第6の6）。

《要明示事項》

- ・ オーダーメイド集計制度の趣旨、法的根拠
- ・ 契約の内容等を定めた利用条件（受託機関等が定める契約書の雛形等）
- ・ 委託申出の方法及び方法に必要なとされる各様式
- ・ 方法には本人確認が必要で、本人確認のための提示書類は受付窓口で複写されること
- ・ 標準処理期間（委託申出書及び委託による統計の作成等に係る依頼書）
- ・ 委託申出書に記載した利用目的以外の利用は禁止されていること（委託申出書に記載した利用目的以外に利用する場合は受託機関等の承諾を得る必要があること）
- ・ 契約等に反した場合はすべての受託機関等による提供禁止措置が課されること
- ・ 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、委託申出者

が期待する結果が得られない可能性があること

- ・ 委託申出により作成された統計成果物について、著作権を主張しないこと
- ・ オーダーメイド集計制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外であること
- ・ やむを得ない事情により、統計成果物の提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 受託機関等が委託申出を承諾した以後、原則として申出の変更は認められないこと
- ・ オーダーメイド集計制度により統計成果物の提供を受けた場合、学術研究の成果又は高等教育の内容を公表しなければならないこと
- ・ オーダーメイド集計制度により統計成果物の提供を受けた場合、オーダーメイド集計を利用した事実が受託機関から公表されること
- ・ 委託申出等手続において使用する言語

なお、受託機関が事務の一部を民間の事業者に委託する場合は、上記の他、次の事項についても明示しておくこと。

- ・ 受託機関は、委託申出の承諾後、入札等の手続により、統計等の作成等を外部委託するため、当該手続に所要の時間を要する場合があること
- ・ 民間事業者との契約額に関わらず、承諾通知書（第 9 に記載）により通知した手数料は変わらないこと

2 事前確認等

上記 1 の明示事項への承諾の確認及び委託申出書等（※）の提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、原則として受託機関等は、面接、電話等により、委託申出書等の提出前に、委託申出を予定している者との間で次の(1)から(7)の事項について事前確認等を実施する。

※ 規則第 11 条第 1 項及び「委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件」（平成 21 年総務省告示第 457 号）（以下「総務省告示」という。）に基づき別紙様式第 1 号を参考として受託機関等が定める委託申出書及び添付資料をいう。

- (1) ホームページ等に掲載した上記 1 の明示事項の内容を確認したか否か、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合の当該内容の説明
- (2) 委託申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに統計成果物の提供及び関連する手続の説明
- (3) 利用目的（学術研究や高等教育の内容）、利用者に関する要件及び審査

に必要な記載事項や添付資料に関する説明

- (4) 承諾条件と委託申出者が遵守すべき事項の説明
- (5) 委託申出を予定している者が想定している統計成果物の内容の聴取、承諾基準への適合性に関する見通し並びにそれらに関する助言
- (6) 手数料に関する情報の説明
- (7) 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、委託申出者が期待する結果が得られない可能性があること

3 委託申出書の作成単位等

(1) 委託申出書の作成単位

委託申出書は、規則第 10 条の受託の判断要件として掲げられる受託の可否を判断する「直接の利用目的」ごとに作成するものとする（当該受託機関が実施する複数の統計調査に係るオーダーメイド集計について、併せて委託申出を行って差し支えない。）。（※ 1）

ただし、複数の統計調査を用いて調査ごとに異なる統計成果物を求めている場合など、統計調査ごとに分割記載した方が審査が円滑に行えると受託機関等が判断した場合は、1 件の委託申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする（※ 2）。

※ 1 委託申出書 1 件につき、その後の手続に必要とされる依頼書、利用実績報告書の作成もそれぞれ 1 件ずつ作成することになる。

※ 2 この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、委託申出書 1 件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は委託申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

(2) 受託独立行政法人等へ提出する場合の委託申出書の作成単位

複数の受託機関から委託を受けてオーダーメイド集計の全部事務を行う受託独立行政法人等に提出する委託申出書等については、オーダーメイド集計の対象となる統計調査を所管する受託機関ごとに分けた上で、上記(1)に準じて作成するものとする。

4 委託申出者の範囲

法第 34 条に基づく規則第 10 条に掲げられた要件をすべて満たし、統計成果物の提供を受けるためには、委託申出者として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は次のとおりである。

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関においては、講義等の高等教育を行う指導教員又は当該機関

5 代理人による委託申出書の提出

規則第 11 条第 3 項は代理人による委託申出を認めている。

代理人は、委託申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

また、代理人は受付窓口にてオーダーメイド集計の委託申出を行い、適宜委託申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、委託申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

6 委託申出書の記載事項

受託機関等は、規則第 11 条第 1 項及びこれに基づく総務省告示に基づき別紙様式第 1 号を参考として、次の(1)～(15)の事項欄を規定した委託申出書の様式を定める。

なお、委託申出書に使用する言語については、受託機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めることとする。

(1) 委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先

委託申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mail アドレスを含む。）を記載する。

また、法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、その代表者又は管理人の氏名、生年月日、住所、役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mail アドレスを含む）を記載する。

(2) 法人その他の団体の名称及び住所（法人その他の団体が委託申出を行う場合）

法人その他の団体が委託申出を行う場合にあつては、上記(1)の欄の下に法人の記入欄を設け、当該法人その他の団体の名称及び所在地を記載する。

(3) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が委託申出を行う場合）

代理人を通じて委託申出を行う場合にあつては、代理人の氏名、生年月日及び住所を記載する。

(4) 使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等

受託機関等がオーダーメイド集計に対応する旨をあらかじめ明示している統計調査の名称及び年次等を記入する。(関連：第4)

(5) 直接の利用目的

直接の利用目的が学術研究である場合と、高等教育である場合によって、委託申出事項が異なることから、委託申出者は直接の利用目的を踏まえて対応する様式に必要な事項を記載の上、委託申出を行う。

(6) 統計成果物を利用する高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）

上記(5)において、直接の利用目的が大学等における高等教育である場合、当該統計成果物を利用する高等教育機関の名称及び授業科目において実際に統計成果物を利用する学部学科の名称を記載する。

(7) 学術研究の名称等（直接の利用目的が学術研究の場合）

上記(5)の記載が、学術研究の場合、次の①～④を記載する。

① 学術研究の名称

「●●に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。

② 学術研究の必要性

当該学術研究を行うことによる特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

当該研究に公的研究費補助金（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考となるので当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。

③ 学術研究の内容

当該学術研究の具体的な研究内容について記載する。

また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や委託申出者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

④ 研究計画、研究の実施期間

当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、研究結果の公表時期等）を記載する。

(8) 授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）

上記(5)の記載が、高等教育に該当する場合、次の①～⑤を記載する。

① 授業科目の名称

「●●演習(Ⅲ)」など、授業科目の名称を記入する。

② 授業科目の目的、統計成果物を授業科目で使用する必要性及び方法

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記入する。

また、当該授業科目において、統計成果物を用いる必要性について具体的に記載する。

さらに、「実際の社会実態を詳細に説明するために、講義の資料として配布する」など、当該統計成果物の授業科目における利用方法について記載する。

③ 授業科目の内容

当該授業科目の内容について記載する。

なお、必要に応じてシラバスなどの資料を別紙として添付する。

④ 授業科目の開講期間

授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む）を明らかにする。

(9) 統計成果物のすべての利用目的

学術研究又は高等教育における統計成果物の二次的な利用目的を記載する。

なお、例えば研究成果を出版物にする場合やその他の付帯的な学術研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的のすべても記載する。

また、学術研究の途上の内容等を報告する場合であって、大学や学会などで定期・不定期に開催されるセミナー、ワークショップ、研究集会等を委託申出時点で具体的に明示できない場合等には、想定されうるものを例示する。

なお、利用目的として委託申出書に記載せず又は承諾されなかった目的による利用は規則第13条第2項の違反となる。

(10) 公表の方法

発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場に限る）、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る）などを記入する。

また、高等教育での利用の場合は、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、統計成果物を用いて講義を行った旨を掲載することなどを記入する。

さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。

(11) 統計成果物の内容及び仕様

受託機関等が、対応するオーダーメイド集計の内容を限定している場合、それを踏まえた内容を記載する。

また、申し出る統計成果物の内容が明確に分かるよう、統計表の様式、統計的分析の結果の出力様式、統計成果物作成のためのアルゴリズムの詳細、集計に当たって必要な処理及び定義等を記載する。

なお、受託機関等は、統計成果物の作成等が円滑に行えるよう、記載内容について、提供するオーダーメイド集計のサービス内容に応じて雛形を示すなどとともに、委託申出者は、雛形が示されている場合は、当該内容に従って記載する。

(12) 統計成果物の提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

統計成果物の提供希望年月日を記載し、その年月日までに入手を希望する理由について記載する。

(13) 統計成果物の提供方法（提供媒体）

統計成果物の提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第13条第1項第2号に規定された媒体の他、電子メールやダウンロードなどによる提供を受託機関等が行っている場合はその方法を記入する。

なお、様式の設定に当たっては委託申出者が記載しやすいよう選択式とする。

提供する媒体については、令第13条第1項第2号に規定されているものの中から、受託機関等の判断により任意に選定できるものとする。（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能とする。）。

(14) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無を記載する。なお、オーダーメイド集計については、e-mail などによるインターネット等の通信回線を介しての提供も可能とする。

(15) その他必要な事項

受託機関等は事務処理要綱及び様式を定めるに際して、必要に応じ、総務省告示に基づき特に必要と認める事項を設定するとともに、規則第11条第1項に基づき委託申出内容の審査又は統計の作成等に係る事務処理を行うに当たって必要となる書類等の添付の指定を行うものとする。

(例)

- 公的研究費補助金等を受けている旨…(7)②
- 委託申出者の著書・論文の一覧…(7)③ 等

《公益性や学術研究の必要性を裏付ける書類の例示》

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類
(学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書等)
- 公的研究費補助金等を受けていることを示す書類、委託申出者及び利用者の著書・論文の一覧

《統計の作成等を行うために必要な書類の例示》

- 調査票情報を集計するため受託機関等が指定する言語によるプログラム
- コンスタントデータ (※)

※ コンスタントデータ：プログラムの処理において必要な一定の値をひとまとまりの情報にした部品のこと。プログラムにあらかじめ組み込めるようなインターフェースを用意しておくことで、プログラムを修正することなく、簡易に変更ができる。

例：集計の対象とする市区町村番号（地域標準コード）

7 委託申出書の受付期間

受託機関等は、受付事務や統計の作成等の事務処理の効率化、計画的実施の観点、業務の繁忙との調整を行う観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等で事前に公表する。（関連：第4）

なお、受託機関等による受付事務等において使用する言語については、受託機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

8 委託申出書等の受付・審査対応部署

受託機関等は必要に応じて、それぞれの機関内における委託申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、実際の統計の作成等を行う課室と事前に定めた役割分担に基づいて審査・通知・提供等の事務を進めることが望ましい。（受付窓口を指定しない場合、すべての事務は個々のオーダーメイド集計を担当する課室において実施する。以下同じ。）

9 本人確認

(1) 委託申出者が個人である場合

受託機関等は、規則第11条第2項の規定に基づき、委託申出者及び委託申出者の代理人に対して、委託申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」又は「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行しているパスポート、運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。

本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、当該書類の複写を行い、委託申出書の関係書類として取り扱う。

なお、郵送によって委託申出書が提出された場合は、「運転免許証」等を複写した書類の提出（※）で認めるものとする。

※ 規則に規定される「その他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類」の運用については、郵送による提出の場合、委託申出の日において有効な「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」又は「外国人登録証明書」、「住民基本台帳カード」等のコピーを含めるものとする。

(2) 委託申出者が法人その他の団体である場合

日本国内の法人その他の団体が委託申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、代表者又は管理人に関する上記(1)の書類の提出又は提示に加え、法人その他の団体の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものの提示又は提出を求めるものとする。

また、日本国外の法人その他の団体が委託申出を行う場合についても、日本における法人登録事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した証明書の提示又は提出を求める。

10 委託申出書の提出方法

委託申出書等は、委託申出者又は代理人が、受託機関等の受付窓口へ直接又は郵送により提出する。

第7 委託申出に対する審査

1 委託申出内容の審査主体

審査は受託機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき受託独立行政法人等が審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した受託機関に相談しながら実施する。

2 総則

オーダーメイド集計は、規則第10条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、

(1) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること

(2) 学術研究の成果又は高等教育の内容が公表され、社会に還元されること

と
の要件の両方を満たす場合に提供が可能となる。

このため、受託機関等は、委託申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が規則第10条に合致するか、②学術研究の成果や高等教育の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

また、「第17 統計成果物の不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、オーダーメイド集計の委託申出を認めない。

3 審査基準

(1) 学術研究目的の要件該当の確認

① 委託申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合
学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

② 委託申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的の一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合には本要件に該当するものとは認められない。

(2) 高等教育目的の要件該当の確認

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する指導教員からの委託申出に限定され、それ以外の者による委託申出は想定されない。

利用形態としては、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の高等教育において統計成果物を利用する場合が想定される。

(3) 委託申出者の氏名、生年月日、住所、所属・役職、連絡先

記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。

また、規則第11条第2項及び第6の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(4) 法人その他団体の名称及び住所（法人その他の団体が委託申出を行う場合）

委託申出者が法人その他の団体の場合、法人その他の団体の名称・経営組織等から学術研究を主体とする組織か営利組織かを判別する。

また、規則第11条第2項条及び第6の9で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載が同じであることが必要である。

(5) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が委託申出を行う場合）

代理人の記入があり、代理人によって委託申出がなされる場合、規則第11条第2項及び第6の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(6) 使用する統計調査の名称、年次等

オーダーメイド集計に対応する旨を公表している統計調査の名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、利用目的である、学術研究の内容又は講義等の内容と照らし合わせて不必要と判断される統計調査の名称、年次等が含まれていないことが必要である。

(7) 直接の利用目的

直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれであるかを確認し、次の(8)～(11)の内容と齟齬がないことが必要である。

特に(11)と内容との関係において、販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることを目的としている場合は、直接の利用目的が学術研究又は高等教育のいずれかとしていても認めない。

(8) 統計成果物を利用する高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、利用する高等教育機関及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、委託申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。

(9) 学術研究内容の名称、内容等（直接の利用目的が学術研究の場合）

① 学術研究の名称及び必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではない

が、統計成果物を提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念上に適当と認められることが必要である。

② 学術研究の内容

当該学術研究内容からみて委託予定の統計成果物の内容が妥当なものであることが必要である。

(10) 授業科目の名称、内容等（直接の利用目的が高等教育の場合）

実際に統計成果物を利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

なお、教授が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において統計成果物を利用する必要性が認められ、授業科目の内容と整合していることが必要である。

(11) 統計成果物のすべての利用目的

学術研究又は高等教育に対する具体的な利用目的がすべて記載され、「直接の利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果又は高等教育の内容の公表後にこれが行われることが「学術研究又は高等教育の利用に供することを直接の目的とする」に該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

(12) 公表の方法

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

(13) 委託申出に係る統計の作成等の内容及び仕様

ア 内容の明確化等

目的とする統計成果物の内容が受託機関等において明確に理解でき、処理内容を確定できる内容であることが必要であるため、不明な点やあいまいな点については、受託機関等において規則第 11 条第 3 項に基づき委託申出者に対して説明又は訂正を求め、双方で認識の相違が生じない記載とすることが必要である。

イ 審査

受託機関等がその対応するオーダーメイド集計の内容を限定している場合、その範囲を踏まえたものであることが必要である。

また、アにより処理内容を確定させるとともに、業務量・業務内容について、受託機関等における通常業務との関係、受託機関等における体制、提供希望年月日等から判断し、対応可能なものであることが必要である。

なお、当該一部業務を民間委託とする場合、確実にいずれかの民間事業者の落札が見込まれる内容であることが必要である。

(14) 統計成果物の提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由

提供希望年月日がその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び統計成果物の内容及び仕様から判断し対応可能であることが必要である。

また、一部業務について民間委託を行う場合には、統計成果物の内容、仕様及び当該提供希望年月日から判断し、確実にいずれかの民間事業者の落札が見込まれることが必要である。

(15) 統計成果物の提供方法（提供媒体）

受託機関等が実際に提供可能な媒体や方法であることが必要である。

(16) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

(17) その他必要な事項

(1)～(16)以外に、受託機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

4 委託申出書の修正・再提出

委託申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、受託機関等は規則第11条第3項により、委託申出者に対し、その修正・再提出を求める。

第8 手数料の積算

1 基本原則

(1) 手数料額の確定

手数料の算定に当たっては、規則第12条第1項に基づき、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、その他添付された仕様書などを基に、受託機関等が事前に見積りを行い、承諾通知書により委託申出者に提示

した額を手数料の額として確定する。

したがって、手数料が納付された後に、実際の処理に要した時間（以下「工数」という。）が見積と異なる場合、又は入札により民間委託を行った結果、実際に要した経費と納付された手数料額との乖離が生じる場合が想定されるが、差額の還付や追加納付は行わないものとする。

なお、提示した手数料額そのものに誤りが判明した場合等は、この限りではない。

(2) 契約前の手数料額の通知の原則

令第 13 条第 1 項第 1 号に規定されているのは工数 1 時間当たりの手数料単価であり、個々の委託申出に係る統計の作成等に要する手数料の総額を明らかにしているものではない。

したがって、受託機関等は(1)により承諾通知書により手数料額を委託申出者に提示し、当該手数料額を確認した委託申出者から受託機関等に提出された依頼書等の受理をもって、契約が成立することとなる。

2 令第 13 条第 1 項第 4 号に基づく告示

令第 13 条第 1 項は、①受託機関等の職員が当該統計の作成等に必要とする工数に応じた手数料、②統計成果物を格納(印刷)する媒体に要する費用、③送付に要する費用の他、同項第 4 号により当該統計の作成等に要する費用として行政機関が告示により事前に定めている金額を加算することを可能としている。

本規定に基づき、行政機関は提供する統計の作成等のサービスの内容に応じて、必要な場合に、次に示す例 1 から例 3 を参考として、必要とされる費用を勘案した適切な告示を定める。

なお、告示を定めていない場合は、令第 13 条第 1 項第 1 ～ 3 号の規定による額以外の加算はできない。

(例 1) 統計の作成等のサービスを提供するため、ソフトウェアの購入や職員によるソフトウェアの事前開発を行う場合

統計の作成等のサービスを実施するため、ソフトウェアの購入を行う(行った)場合、又は事前に受託機関等がソフトウェアの開発を行った場合、委託申出者から当該費用を回収することが必要と考えられる。

この場合、本ソフトウェアの購入又は開発に要した費用について、今後、ソフトウェアの償却までに見込まれる統計成果物の作成数で除した額を加算額として次のように事前に定めておくことが想定される。

(例)

- ・ <ソフト名>を用いた統計の作成等において、統計表 1 表当たり〇円

(例 2) 統計の作成等のサービスを提供するため、外部のシステムエンジニ

ア等に委託する場合

既存の委託業務とともに統計の作成等のサービスも併せて外部のシステムエンジニア等に委託し、統計の作成等に係るシステム開発を行うことが考えられる。

この場合、当該システムエンジニア等の賃金単価は受託機関等の職員の工数単価と異なると考えられることから、当該契約を行うシステムエンジニアの賃金単価等について、例えば次のように事前に定めておくことが想定される。

(例)

- ・ 統計の作成等のシステム開発に要する時間 1 時間につき〇円
- ・ 統計の作成等のシステム開発に要する開発量 1 ks (キロステップ) 当たり〇円

(例 3) 民間委託を活用する場合

統計の作成等のサービスを実施するため、民間事業者に再委託を行う場合が考えられる。

例えば次のように、あらかじめ年度当初に、事前に類型化した統計表 1 表当たりの単価について民間事業者と契約し、依頼への対応の度に当該単価でオーダーメイド集計のサービスを提供する場合が想定される。

(例)

- ・ 〇〇を用いた統計表作成 1 表当たり、〇円

なお、令第 13 条第 1 項第 4 号では、上記の例 1 から例 3 に掲げる具体的な金額を定めることを前提としているが、同条第 1 項第 1 号の手数料の額について、成果物の仕様を民間事業者に示した段階で初めてその総額が判明する場合も想定される。

このことを踏まえれば、オーダーメイド集計のサービスを拡大していく上で、統計成果物の特性上事前に具体の単価等の金額の提示ができないやむを得ない事情がある場合は、

- ・ 民間委託に要する費用として委託申出者との契約前に受託機関等の長が提示する額

などを定めることも可能とする。

また、受託独立行政法人等は、令第 13 条第 1 項第 1 ～ 3 号の手数料単価及び同項第 4 号に基づき委託元の行政機関が告示により定めた手数料単価に基づき積算された手数料の額が納付されるため、受託独立行政法人等における処理を踏まえて委託元の行政機関において同項第 4 号に基づく規定の整備が必要となる場合は、あらかじめ両方で協議の上、当該行政機関において当該規定を措置しておく必要がある。

3 工数の積算

① 基本事務時間

オーダーメイド集計の実施に際して必要とされる決裁及び提供等に係る事務手続に要する基本事務時間は、匿名データの提供事務に要するものと同一であるとみなし、19分として積算する。

なお、工数は、依頼書が提出された後の事務手続をその積算対象とすることとしており、その前段階における相談、審査等に係る事務手続は積算の対象外とする。

② 統計の作成等の時間（職員の工数）

統計の作成等に要する、集計の設計、システム開発、演算、秘匿、結果審査などの業務について、既存の統計作成の実績、経験等に基づいて、統計調査の特性に応じつつ必要とされる工数を見積るものとする。

これらの業務について民間委託を行う場合、民間委託を行うことにより通常生じる調達や納品検査等に係る工数も見積りに含める。

実績等の蓄積がない当初の段階においては、一定のモデルにより計算される工数を参考とするなどの対応も考えられる。

4 手数料の算定

個別の委託申出案件に係る手数料の積算は、委託申出書等の審査を行った結果、受託可能と判断される場合に行う。

積算は令第13条第1項に基づき、次の①～④をすべて加えた額とする。

① 単価 5,900 円に、必要な工数（3①の基本事務時間と3②の統計の作成等の時間の合計。単位：人時）を乗じた額

② 結果を出力し提供する媒体

- ・ 紙 1枚：10円 × 必要枚数
- ・ FD 1枚：50円 × 必要枚数
- ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
- ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数

③ 送付を求める場合（送付に要する費用）

④ 行政機関の長が定める額（第5、第8の2において定めた額。単価設定等を行う場合、当該単価に所要の工数等を乗じて計算）

なお、法第34条の統計成果物については e-mail などによるインターネット等の通信回線を介しての提供を行うことも可能とする（この場合、②及び③の費用は不要となる）。

5 手数料の算定等の留意事項

(1) 手数料の公平性の確保

同一の調査・年次等に係る全く同一の統計成果物の委託を受けた場合は、同一統計成果物に対する手数料の公平性を確保する観点から、その

手数料の額は原則として当該同一統計成果物の手数料として従前に提示した額と同額とする。

したがって、オーダーメイド集計の手数料の額の積算を行うに当たっては、同一調査・年次に係る統計成果物に対する需要予測が可能な場合は、需要予測数により均等割した上で手数料の積算を行うことを原則とする。

ただし、需要数の予測が困難な場合、需要予測数を1と想定する。

(2) 民間委託を行う場合の原則

統計の作成等のサービスについて民間委託を行う場合、手数料が納付された後に受託機関等から民間事業者に発注することになるが、民間事業者が落札しなかったことを理由として、オーダーメイド集計を中止とすることはできない。

このため、受託機関等は、受注が可能な民間事業者が存在する場合に承諾するとともに、契約が確実に行える予定価格等を設定するものとする。

第9 審査結果の通知等

受託機関等は、規則第12条第1項に基づき、委託申出書の審査結果を、委託申出の受付から21日以内に委託申出者に対し文書により通知する。

(1) 委託申出を承諾する場合

別紙様式第2号を参考として受託機関等が定める承諾通知書に次の事項を記載の上、通知する。

- ・ 委託申出を承諾し、オーダーメイド集計を行う旨
- ・ 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称（受託機関等が定めて通知）
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から○日後等の設定も可）
- ・ その他受託機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、委託申出者に対して、総務省告示で定める依頼書（別紙様式第4-1、2号）、別紙様式第5号を参考として受託機関等が定める契約に必要な書類（契約書）を提示する。

なお、統計成果物の名称は、「○○調査（平成○年）特別集計」など受託機関等において適宜判断し定める。

(2) 委託申出を承諾しない場合

別紙様式第3号を参考として受託機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して委託申出者に通知する。

第10 オーダーメイド集計依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

委託申出が承諾された委託申出者は、令第13条及び規則第12条第2項に基づき、総務省告示で定める依頼書に別紙様式第5号を参考として受託機関等が定める契約に必要な書類（契約書）2通に署名又は記名押印したものを添付して受託機関等に提出する。

2 手数料の納付

委託申出者は、第9に示す承諾通知書により受託機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、受託機関等に納付する。

(1) 収入印紙による場合

委託申出者は、行政機関から通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることが確認し、収入印紙への消印は、統計成果物の提供が確定した段階で速やかに行う。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実に行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、収入印紙が添付された依頼書は、行政機関の文書管理規程に基づく保存年限の間保存する。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

(2) 現金による場合

受託機関等から「第9 審査結果の通知等」で示す通知を行う際に、併せて納入告知書を送付し、委託申出者は当該納入告知書により受託機関等に現金を納付する。

(3) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ぬ事情によりオーダーメイド集計が行えなくなった場合に、受託機関等において当該事務に着手して

おらず、かつ、受託機関等及び委託申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。(各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくことが望ましい。)

① 収入印紙の場合

ア) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。

イ) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

3 契約書の送付

受託機関等は、手数料の納付が確認できた段階で、1により提出を受けた契約書2通に署名又は記名押印してうち1通を委託申出者に送付する。

4 著作権

1から3によって契約を行う際、委託申出者が統計成果物に対する著作権を主張しない旨、必要な事項を契約書等に記載する。

第11 統計の作成等の実施

1 統計の作成等の実施

受託機関等は、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、仕様等に基づき、統計の作成等を実施し、統計の作成等に当たり、不明な点等がある場合、委託申出者に照会するなど確認を行いながら処理を遂行する。

2 民間委託を行う場合の対応

民間事業者に業務の一部を委託する場合は、秘密の保護等について第3の2(2)、第13の2の内容を踏まえて実施する。

3 統計成果物の審査・秘匿

作成された統計成果物については、受託機関等において、提供前に結果内容の審査を行うとともに、個々の調査対象者等の特定・類推ができないよう秘匿措置を行う。

第12 統計成果物の提供

1 提供時期

第9に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供す

る。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに委託申出者に通知し、委託申出者と協議する。

2 提供窓口

統計成果物は、委託申出書を受理した受託機関等の提供窓口から委託申出書に記載された方法により委託申出者に提供する。

電子メール等で配信する場合、統計成果物は、必要に応じて暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

3 統計成果物に誤りが見つかった場合

提供した統計成果物に誤りが見つかった場合、受託機関等と委託申出者は、相互に連絡をとり、誤りの原因を明らかにするとともに、受託機関等と委託申出者との協議により、その対応を決定する。

第 13 統計等の作成等を外部委託する場合の留意事項

1 法第 37 条に基づき、提供事務の全部を委託する場合

受託独立行政法人等は、委託申出書の審査結果を委託申出者に通知すると共に、その旨を委託元に報告する。

なお、受託独立行政法人等及び受託独立行政法人等に事務の全部委託を行う受託機関は、受託独立行政法人等から委託元である当該受託機関への報告のタイミング・内容等についてあらかじめ調整の上、事務処理要綱等に規定する。

2 オーダーメイド集計の一部事務を民間に委託する場合

オーダーメイド集計の一部事務を民間委託する場合の事務処理は、通常、受託機関等が調査票情報に係る処理について民間事業者と委託契約を締結する場合の規約に準じるものとし、「調査票情報等の管理に関するガイドライン（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を踏まえ、秘密の保護、適正管理等に関する誓約書の提出、法規定の遵守の徹底と共に、調査票情報の取扱い等について契約事項として定めることが必要である。

また、一部業務を民間に委託することを前提にオーダーメイド集計を承諾する場合は、民間事業者が確実に受託する見通しである場合に限り行うものとする。

なお、手数料の納付後に落札事業者が現れないためにオーダーメイド集計が不履行とならないよう、再入札又は不落随意契約を行うなどの措置を講じる。

第 14 委託申出書の記載事項等に変更が生じた場合

受託機関等の承諾がなされた委託申出書に係る記載事項について、委託申出者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

1 軽微な変更（人事異動等に伴う所属・連絡先の変更、姓の変更等）

統計の作成等の処理内容に影響がなく、かつ、受託機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される委託申出者の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合、委託申出者は別紙様式第 6 号を参考として受託機関等が定める所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに受託機関等へ届け出る。

2 作成する統計の内容や仕様の変更

統計の作成等の処理内容に影響がある場合、原則として当該変更は認めないこととするが、受託機関等が対応可能な場合は、委託申出者と受託機関等の協議によって変更等を行うこととして差し支えない。

なお、双方で合意を行った変更を行う場合、委託申出者は変更について書面にて変更依頼申出を行い、受託機関等は第 9 (1) に準じて、

- ・ 仕様の変更に応じる旨
- ・ 追加して納付すべき手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 仕様の変更に応じて修正した提供予定時期
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

を委託申出者に書面にて通知するとともに、委託申出者は、再度、依頼書及び契約の修正に必要な資料を提出し、追加納付が必要とされる手数料を納付する。

3 利用目的追加申出書の提出

委託申出者は、承諾された利用目的以外の利用目的を追加する必要がある場合、追加する利用目的及びその追加が必要な理由を記載した別紙様式第 7 を参考として受託機関等が定める利用目的追加申出書により受託機関等に申し出る。

利用目的追加申出書の提出を受けた受託機関等は、第 7 の 3 (11) の審査基準に準じて審査を行い、当該審査結果について、別紙様式第 8 号及び第 9 号を参考として受託機関等が定める利用目的追加承諾書又は、利用目的追加不承諾書により通知する。

なお、利用実績報告書が提出された後の審査について、公表との前後関係の確認を行う必要はないものとする。

4 その他の委託申出書等の記載事項の変更

上記 1 から 3 以外の委託申出書の記載事項を変更する場合は、別紙様式第 10 号を参考として受託機関等が定める様式による委託申出書の記載事項変更依頼申出書により変更の申出を行う。

受託機関等においては、関連する項目を第 7 の 3 に記載された審査基準に基づき審査を行い、当該結果について、別紙様式第 11 号及び第 12 号を参考として受託機関等が定める委託申出書の記載事項変更に係る承諾書、又は不承諾書により通知するものとする。

第 15 統計成果物の提供後の利用制限

委託申出者は、規則第 13 条第 2 項に基づき委託申出書に記載した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

したがって、承諾された利用目的以外の場合は、第 14 の 3 に記載した利用目的追加申出書により申出を行い、受託機関等の承諾を得る。

なお、一旦、委託申出者が利用目的に従って学術研究の成果の公表に付随するものとして、あるいは、高等教育における利用として、統計成果物そのもの（オーダーメイド集計として作成された集計表等）を公表した後においては、当該統計成果物は、公的統計として公表されるものと同様に社会一般において利用可能なものとなることから、委託申出者についても公表された統計を用いているものと整理し、上記の受託機関等の承諾を得る必要はないものとする。

第 16 委託申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

委託申出者は、統計成果物を利用して行った学術研究の成果又は高等教育の内容を委託申出書に記載した公表時期、方法により公表する。

当該公表に際して、委託申出者は、統計成果物を基に委託申出者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、受託機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、委託申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、委託申出者は、総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第 13-1、2 号）により受託機関等に利用実績を報告する。

2 成果が公表できない場合の取扱い

委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により受託機関等へ報告する。

第 17 統計成果物の不適切利用への対応

1 規則第 13 条第 2 項による目的外利用の禁止

規則第 13 条第 2 項では、「統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第 11 条第 1 項第 6 号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。」と規定されており、委託申出書に記載された利用目的以外の利用を委託申出者が行うことを禁止している。

2 総務省及びその他受託機関等における連携

受託機関等は、委託申出者が規則第 13 条第 2 項の違反及びその他の契約違反を行ったと判断した場合、利用停止期間の設定等ペナルティを科すことを決定した場合、又はその他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

なお、受託独立行政法人等が委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を受託独立行政法人に委託した受託機関を通じて行う（関連：第 3 の 4 (1)）。

総務省は、受託機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の受託機関等に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、すべての受託機関等において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

3 契約違反

(1) 違反内容

受託機関等は、承諾された利用目的以外の利用を行った者、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為を行った者に対して、その内容に応じて総務省及びその他の受託機関等と連携して対応を行う。

(2) 対応内容

ア 受託機関等は、その提供した統計成果物の利用に関し、法令違反又は契約違反として、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為が行われていることが判明した場合は速やかに委託申出者に連絡し、目的外利用の中止等の是正措置を求めるとともに、その違反内容や対応状況を総務省に連絡する。

イ 総務省は、受託機関等から上記アの連絡があった場合、速やかにその他の受託機関等に対し、当該情報について周知を行う。

ウ その他の受託機関等は、総務省から上記連絡があった場合、当該違反者等に対するその他の統計成果物の提供実績の有無を確認し、当該違反者にその他の統計成果物、法第 33 条に基づく調査票情報又は法第 36 条に基づく匿名データの提供を行っていることが判明した場合、それらの利用状況等について速やかに確認する。

エ 受託機関等は、承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為について、受託機関等は、次に挙げる措置をとるとともに、その対応状況を総務省に連絡する。

① 利用目的以外の利用を行った場合

制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1 か月～12 か月の委託申出を禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第 36 条に基づく匿名データの提供についても行わないものとする。

② その他の場合

その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った委託申出者に対しては、上記①及び委託等の指名停止を参考として、委託申出の禁止の措置を講じるものとする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第 36 条に基づく匿名データの提供についても行わないものとする。

オ 総務省は、上記エの連絡があった場合、速やかにその他の受託機関等に対し当該違反情報の周知と共有化を図るとともに、その他の受託機関等においては上記エと同様の措置を講じる。

4 他制度との連携

法第 33 条に基づく調査票情報の提供、法第 36 条に基づく匿名データの提供において、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、委託申出の受付も行わないものとする。

5 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定

されている。

行政機関（※）は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

※ 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

第18 実績報告書の作成・提出

1 実施状況報告の提出

委託申出者は規則第13条第1項に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか（3か月以内）にその公表も含めた成果の概要について、②高等教育目的の場合、当該教育の終了後速やか（3か月以内）にその実施状況について、受託機関等に総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第13-1、2号）により報告する。

なお、委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により学術研究の成果や高等教育の内容の実績が示せない場合、委託申出者は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

また、受託機関等は法第55条に基づく総務大臣からの要請に基づき、12か月ごとに利用実績報告書の提出実績及び委託申出書の提出実績等を取りまとめ、総務省に報告を行う。

2 受託独立行政法人等における取り扱い

受託独立行政法人等が受理する利用実績報告書は、委託元の受託機関に報告し、当該受託機関から総務省に報告する。

3 総務省から統計委員会に対する報告

総務省は、受託機関から報告を受けた利用実績を取りまとめ、統計委員会に報告するとともに必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。

第19 ガイドラインの施行時期

平成21年9月29日改正に伴い、本ガイドラインは平成21年10月1日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙様式)

- 別紙様式第1号 統計の作成等の委託申出書【雛形】
- 別紙様式第2号 委託による統計の作成等の申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第3号 委託による統計の作成等の申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第4-1、2号 依頼書
- 別紙様式第5号 委託による統計の作成等請負契約書【雛形】
- 別紙様式第6号 所属等変更届出書【雛形】
- 別紙様式第7号 統計成果物の利用目的追加申出書【雛形】
- 別紙様式第8号 統計成果物の利用目的追加申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第9号 統計成果物の利用目的追加申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第10号 委託申出書の記載事項変更依頼申出書【雛形】
- 別紙様式第11号 委託申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第12号 委託申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第13-1、2号 利用実績報告書

(参考)

- 統計法（抄）
- 統計法施行令（抄）
- 統計法施行規則（抄）

統計の作成等の委託申出書

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

委託申出者

所属及び職名

氏名

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

(署名又は記名押印)

(代理人)

所属及び職名

氏名

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

統計法第34条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等	(名称)	(年次等)
2 統計成果物の利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分	
	<input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 高等教育→ (利用する大学、研究科・学部学科等の名称: _____)	
	※ どちらか一方を選択する。	
	① 学術研究又は授業科目の名称	
② 学術研究の必要性又は授業科目の目的		
③ 学術研究の内容及び学術研究で利用する方法又は授業科目の内容、授業科目で統計成果物を利用する必要性及び授業科目で利用する方法		

	④ 学術研究又は授業科目の実施期間
	<p>(2) すべての利用目的</p> <p>① (1) に記載した利用及び (3) に記載した成果の公表</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p style="text-align: right;">※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p>
	<p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的な公表方法: 予定日 年 月)</p> <p style="text-align: right;">※ 予定している全てのものを選択する。</p>
3 委託に係る統計の作成等の内容及び仕様	
4 統計成果物の提供希望年月日	(年月日)
	(理由)
5 統計成果物の提供の方法等	<p>(1) 提供の方法 (媒体)</p> <p><input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> ダウンロード</p> <p>※ 希望する提供媒体をチェックする。</p>
	<p>(2) 送付の希望の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 送付を希望 <input type="checkbox"/> 直接受取りを希望</p>
6 提供機関等の設定事項欄	<p>(1) 設定事項 1</p> <p>(例示) 連絡担当者……………様式中には規定しません。</p> <p>① 所属及び職名</p> <p>② 氏名連絡先</p> <p>③ 連絡先郵便番号・所在地</p> <p>④ 連絡先電話番号</p> <p>⑤ 連絡先e-mail</p> <p>(2) その他設定事項</p>

備考

- 1 委託申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 委託申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「委託申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。
なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「統計成果物の提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している統計成果物の提供の方法（格納する媒体等）を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添〇参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

委託による統計の作成等の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名 殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 委託による統計の作成等に係る申出について、下記の内容にて承諾します。

記

- 1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称及び年次
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究の結果）の名称
- 3 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目等の名称
- 4 提供時期
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法
- 7 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、統計の作成等を委託する場合は、平成 年 月 日までに統計法施行令第13条第3項、統計法施行規則第12条第2項に基づき作成した依頼書と契約に必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書、契約に必要な書類の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

委託による統計の作成等の申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付委託による統計の作成等に係る申出について、以下の理由により承諾できないので、その旨通知します。

理由

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第34条 学術研究目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

所属及び職名

氏 名

(署名又は記名押印)

連絡先所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

1 統計調査の名称及び年次等

2 統計成果物(作成する統計又は統計的研究)の名称

3 統計成果物を用いる学術研究の名称

4 提供希望年月日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。

また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本国の法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第34条 高等教育目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

所属及び職名

氏 名

(署名又は記名押印)

連絡先所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

1 統計調査の名称及び年次等

2 統計成果物(作成する統計又は統計的研究)の名称

3 統計成果物を用いる授業科目の名称

4 提供希望年月日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。

また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本国の法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

委託による統計の作成等請負契約書

- 一 使用する調査票情報に係る統計調査の名称及び年次

- 二 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称

- 三 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目等の名称

- 四 履行期限 年 月 日

- 五 納入場所及び提供方法
 (1) 納入場所
 (2) 提供方法

- 六 手数料の額 円

上記について、委託申出者と受託者は、別添の契約約款の承諾及び合意に基づいて、対等、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

委託申出者 住 所
 氏 名 (署名又は記名押印)

受 託 者 住 所
 名 称 (署名又は記名押印)
 代表者

委託による統計の作成等契約約款

(総則)

- 第1条 委託による統計の作成等の委託申出者（以下「委託者」という。）及び委託による統計の作成等の受託者（以下「受託者」という。）は、この約款及び依頼書等（委託による統計の作成等に係る委託申出書及び添付書類並びに委託による統計の作成等を求める依頼書をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この請負契約を履行しなければならない。
- 2 委託者は、委託による統計の作成等を求める依頼書を提出するとともに、受託者が委託による統計の作成等に要する費用として決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、受託者は、委託による統計の作成等を求める依頼書等に記載された統計の作成等の結果（以下「統計成果物」という。）を完成し、これを委託者に引き渡すものとする。
- 3 委託による統計の作成等に必要の一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本約款及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と当省で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(特許権等の使用)

- 第2条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、作成方法等を用いるときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、作成方法等を指定した場合において、依頼書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者がその責任を負う。

(知的財産権)

- 第3条 受託者又はその代理人が行う統計の作成等の過程で生じた統計の作成等の方法に関する発明、考案（ビジネスモデルの構築を含む）、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（特許、実用新案権を受ける権利を含む）については、委託者に移転せず受託者に帰属する。

(引渡し)

- 第4条 受託者が統計の作成等を完了したときは、委託者は、受託者の指定する期限までに当該統計成果物の引渡しを受けるとともに、受領書を提出するものとする。

(統計成果物の所有権)

- 第5条 この契約によって引き渡される統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権は、統計成果物が引渡された時点で原始的に委託者に帰属する。

- 2 委託者は前項によって得た統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

(利用の制限)

第6条 委託者は、統計成果物の利用に当たり、統計成果物を依頼書等に記載した利用目的での利用に限定し、記載のない利用目的での利用は行わないものとする。

(依頼書等の変更)

第7条 委託者は、受託者が委託による統計の作成等の申出に承諾した後は原則として依頼書等を変更してはならない。ただし、受託者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

- 2 委託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、委託者は受託者に受託者が定める書面を提出する申出を行い、承諾を得るものとする。
- 3 委託者は、依頼書等の記載の記載内容に虚偽、不実があったことにより受託者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 4 受託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、受託者はあらかじめ変更の理由を明示し、委託者の承諾を得るものとする。この場合、あらかじめ定めた契約条件については双方協議の上決定するものとする。
- 5 第1項から第3項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(契約の変更)

第8条 前条の規定により、契約金額等、契約の主体的部分に重要な変更が生じた場合、委託者は受託者の指示に従い変更契約書を締結するものとする。

(欠陥及び障害等)

第9条 委託者は、統計成果物の受領後、直ちにその物理的障害の有無その他の問題等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害、統計成果物の誤り等の問題を発見したときは、直ちに受託者に報告することとする。

- 2 前項において、委託者は統計成果物の受取後14日以内に、理由を明示して受託者に対して統計成果物等の交換を要求できるものとする。その際、委託者は受託者に当該統計成果物を返却し、受託者が障害の有無その他の問題を確認した上で統計成果物の再引渡しその他の必要な措置を行うものとする。
- 3 前項の再引渡しにおける履行期限等の条件及び必要な措置の内容は委託者が受託者と協議して決定する。
- 4 受託者は、提供した統計成果物に誤りを発見したときは、直ちに委託者に連絡するとともに、その後の対応について、誤りの原因を明らかにした上で、受託者は、委託者と協議して決定する。

(履行期限の延長)

第10条 受託者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 委託者は、前項の申請があったときは、受託者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(利用実績の報告)

第11条 委託者は、統計成果物の利用終了後、利用実績報告書により受託者へ利用実績を

報告する。

(成果の公表)

第12条 委託者は、死亡、研究計画の中止その他やむを得ない理由がある場合を除き、統計成果物を利用した成果を、公表しなければならない。

- 2 当該公表に際して、委託者は、統計成果物を基にした統計等についてはその旨を明記し、受託者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 第1項において、死亡、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、委託者は研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により受託者に報告する。

(解除)

第13条 受託者は、依頼書等の虚偽、不実その他委託者の帰責事由により契約を解除することが適当と認めるときは、本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令及び約款に違反した場合の措置)

第14条 委託者が法令及び本約款に違反したと認められた場合、受託者は以下の措置を講ずるものとする。

- 一 別表の各号に定める期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受付けないこと。
 - 二 違反の情報を全ての行政機関、届出独立行政法人及び統計法施行令第12条で定める独立行政法人等で共有すること。
- 2 委託者は前項の措置を行うことを承諾し、以後一切の異議申立ては行わないものとする。

(免責)

第15条 委託者が統計成果物の利用により受けた不利益もしくは損失について、受託者は委託者に対し責任を負わないものとする。ただし、受託者が本約款に違反した場合、又は、当該統計成果物に受託者の故意または重過失による瑕疵が認められた場合は、委託者は受託者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。

- 2 委託者が統計成果物に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、受託者は一切の責任を負わないものとする。

(秘密の保全)

第16条 委託者及び受託者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第17条 委託者と受託者は、本約款に定めのない事項及び本約款に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	期間
① ・ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合 ・ 正統な理由なく研究成果を公表しなかった場合	当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内
② その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって受託者が定める期間

所属等変更届出書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付 { 委託による統計の作成等 }
{ 匿名データの提供 } に係る申出書等につきましては、{ 申出者 }
{ 利用者 }
の { 所属 }
{ 住所 }
{ 連絡先 }
{ 利用者の姓 } に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
{ 匿名データ } { 統計成果物 } を用 いて行う学術研究又 は授業科目の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

統計成果物の利用目的追加申出書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付統計の作成等の委託申出書について、以下の利用目的の追加を申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目の名称	
統計成果物（作成する統計又は統計的研究の結果）の名称	
追加する利用目的	
追加理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

統計成果物の利用目的追加申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 委託による統計の作成等に係る統計成果物の利用目的変更の申出
について承諾します。

記

- 1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究の結果）の名称
- 3 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目の名称
- 4 追加する利用目的

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

統計成果物の利用目的追加申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 委託による統計の作成等に係る統計成果物の利用目的変更の申出
については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

- 1
- 2
- 3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

委託申出書の記載事項変更依頼申出書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

委託申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付統計の作成等の委託申出書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申出ます。
なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目の名称	
統計成果物（作成する統計又は統計的研究の結果）の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

委託申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 委託による統計の作成等に係る委託申出書の記載事項変更の申出
について承諾します。

記

- 1 使用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究の結果）の名称
- 3 統計成果物を用いて行う学術研究又は授業科目の名称
- 4 手数料の再納付について

再納付の必要なし

再納付が必要 → 再納付する手数料の額 (納付期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の支払いを納付期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

委託申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 委託による統計の作成等に係る委託申出書の記載事項変更の申出
については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

- 1
- 2
- 3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（学術研究目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた
{ 統計成果物 }
{ 匿名データ } による学術研究が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 学術研究の成果又は教育内容の概要	(1) 学術研究の名称
	(2) 学術研究の実施期間
	(3) 学術研究の成果の内容の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 学術研究の成果の公表の取扱い 論文 (名称:) 報告書・書籍 (名称:) 学会・研究会等で発表 (名称:) 学会誌等に掲載 (名称:) その他 ()
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により研究が中断した場合など「学術研究の成果の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（高等教育目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた
{ 統計成果物 }
{ 匿名データ } による教育が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 教育内容の概要	(1) 授業科目の名称
	(2) 授業科目の実施期間
	(3) 授業科目の内容の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 教育内容の公表の取扱い 論文 (名称:) 報告書・書籍 (名称:) 学会・研究会等で発表 (名称:) 学会誌等に掲載 (名称:) その他 ()
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により教育が中断した場合など「授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した教育の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考)

統計法（抄）

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12（略）

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に

基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。
- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

統計法施行令（抄）

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

(手数料の額等)

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円
- 二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
 - イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円
 - ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円
 - ハ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写

- したものの交付 一枚につき百円
- ニ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付一枚につき百二十円
- 三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額
- 2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 請求一件につき千八百五十円
- 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円
- 三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円
- ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円
- ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円
- 四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）
- 3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。
- 一 社会保険庁長官又は特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合
- 二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長（社会保険庁長官及び特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合
- 三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

統計法施行規則（抄）

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事

務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所
- 二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
- 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
- 四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- 五 委託に係る統計の作成等の内容
- 六 統計成果物の利用目的
- 七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
- 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
- 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当

該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。